

平成29年度 東京都消費者教育推進計画の具体的施策の状況

- 消費者教育推進法に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する計画
- 東京都消費生活基本計画の一部としての位置づけ
- 計画期間は東京都消費生活基本計画と同じ5年間(平成25年度から29年度まで)

【主な取組状況(平成29年度)及び取組の成果】

番号	施策名	主な取組状況(平成29年度)	取組の成果	参考資料 ①ページ
1-1-2	従業員に対する消費者教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向け消費者教育に取り組んでいる団体等の事例をホームページ等で紹介(3団体) ・悪質商法、クレジットカードやネットトラブル事例と対処方法等をテーマに、新入社員向けに講座を実施(9回) ・ネット・SNSのトラブル事例と対処方法等をテーマに、中堅社員向けに講座を実施(4回) ・30歳～50歳代のミドル層に多い消費者トラブルや暮らしに役立つ知識をまとめた「飯田橋四コマ劇場」(ミドル層向け消費者読本)を事業者・事業者団体に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向け消費者教育の取組事例を紹介することにより、事業者・事業者団体に検討材料を提供することができた。 ・各企業のニーズ(世代別テーマ等)に応じた出前講座を実施することにより有意義な消費者教育を実施することができた。 ・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)について、経営者向けの講演にも幅広く活用できることを周知できた。 ・働き盛り世代を対象とした消費者教育教材を提供することで、事業者・事業者団体等が従業員に対する消費者教育の重要性について考える機会となった。 	118
1-2-1 (1-3-4)	区市町村の消費者教育を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題マスター講座に「区市町村優先枠」を設け、地域で消費者教育の担い手となる受講生の受入を実施(12区市町37人) ・事業者団体や民間ADR機関が作成した消費者教育教材リスト及び各団体・機関が実施する出前授業に関する案内を区市町村に対して情報提供(教材リスト 21団体、出前授業情報 19団体) ・専門知識を持つ団体等に講師を依頼し、区市町村消費生活行政職員研修を開催(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題マスター講座では、区市町村で今後予定している活動の実態に応じて、特定の講座受講希望者を受け入れ、地域包括支援センター職員、地域の消費者団体の方、地域で消費者啓発活動に携わる方などに受講してもらった。 ・事業者団体等の専門知識を活かした教材等を幅広く紹介することで、職員研修などで消費者教育を実施する際の選択肢を広げることができた。 ・区市町村の消費生活行政担当職員が研修で得た情報を、消費生活相談対応等や消費生活講座の際に活用し消費者に提供するなど、消費者教育の一助とすることができた。 	121
1-3-1	区市町村の消費者教育推進への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が実施する出前講座でテーマ、日程、対象者等調整が困難な場合、東京都消費者啓発員(コンシューマーエイド)を派遣し講座の実施を支援(34回、受講者数1,113人) ・多摩地域の市町村と共催して消費生活講座を開催し、必要に応じて講座企画に関する情報提供等を実施(共催講座:24回(受講者数510人)、情報提供等:通年) ・区市町村に消費生活展等で消費生活に関する企画展示用パネルを消費者啓発用として貸出(20件(のべ84枚)) ・各区市町村の消費生活講座開催状況をとりまとめて、情報提供を実施 ・区市町村が実施するイベント等において、啓発グッズの提供、着ぐるみの貸出、集客のための広報協力を実施(14件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都が持つ消費者教育のノウハウや情報を区市町村に提供することで、当該自治体にとって効率的・効果的な情報収集につながり、区市町村の消費者教育推進の一助とすることができた。 ・出前講座を実施している区市町村からのコンシューマー・エイドの派遣依頼や展示用パネル貸出等で、区市町村を支援することができた。 ・着ぐるみキャラクターの親しみやすさを活かし、都内のあらゆる地域で悪質商法被害の防止を呼びかけることで、関心の薄い層を含め幅広い層に啓発を行うことができた。 ・消費生活講座開催状況の提供情報について、区市町村から「講座企画の参考になる」「他自治体の状況把握ができて役立っている」などの声が寄せられている。 	126

番号	施策名	主な取組状況(平成29年度)	取組の成果	参考資料 ①ページ
2-1-2	幼児等を対象とした事故防止ガイドの活用等	・子供の事故防止に関する総合的な啓発誌「Safe Kidsー子供を事故から守るためにー」を作成し、都内の関係機関(保育園、幼稚園等)に配布、ホームページ「東京くらしWEB」に掲載	・都内の保育園、幼稚園、保健所などから、啓発誌の追加配布依頼が相次ぎ、多くの保護者に注意喚起ができた。	132
2-2-3	消費者教育用教材の作成・活用	・小学校向けのWeb版消費者教育読本を作成し、授業で活用できるよう、教員用のパワーポイント資料と指導書を作成 ・従前のWeb版消費者教育読本を改訂し、法改正や新学習指導要領を反映し、タブレットの利用可とした。 ・教材のPR用リーフレットを作成し、対象となる学校及び区市町村等に配布 ・高校生向けのDVD教材を制作し、当該教材を授業で活用できるよう、補足解説やワークシートを作成 ・東京くらしWEB「消費者教育教材等検索サイト」を随時更新し最新情報を提供し、教材等の活用促進実施	・教材作成に当たっては、教員からの意見を取り入れることで、教員に学校教育現場で活用しやすい内容とすることができた。 ・教材を使った講座を開催することで、教材の活用に関して周知を図ることができた。	137
2-3-1	若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施(啓発用ポスター掲示・リーフレット配布、交通広告、啓発動画の作成・配信、動画広告、着ぐるみを活用した広報啓発活動、動画放映、特別相談「若者のトラブル110番」の実施、悪質商法をテーマに若手芸人が作った漫才・コントをネット動画等で公開)	・若者全般に対してさまざまな啓発事業を複合的に実施するとともに、高校生や大学生等が社会に出る前のタイミングを捉え、きめ細かな啓発を実施したことで、啓発効果を高めることができた。 ・若手芸人による啓発については、オープンスペースで公開収録をすることで多くの来場者(消費者問題に関心の薄い層等)に直接、悪質商法の手口を紹介できた。また、学生芸人の参加や大学祭でのPRイベント実施により、消費者被害を身近に感じてもらうことで更なる啓発効果向上を図ることができた。	146
2-3-6	出前講座(大学等との連携)	・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を講師として大学等における新入生ガイダンス等で出前講座を実施(70回) ・出前講座活用実績のある大学等に対して大学生等の消費者被害防止を目的とした啓発活動を実施(電話案内:12校、訪問案内:49校、書面案内:82校(訪問案内・書面案内については、活用実績のない大学等も含む)) ○企業等の新入社員研修等にもコンシューマー・エイドを派遣し、出前講座を実施(12回)	・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)が消費者の希望する場所へ出向き、消費者問題をわかりやすく伝える「届ける教育」(出前講座)を実施することにより、若者が遭いやすいトラブルや悪質商法を紹介するとともに、その対応策等を周知し消費者被害の未然防止を図った。	151
2-5-1	高齢者悪質商法被害防止キャンペーン	高齢者悪質商法被害防止キャンペーンの実施(ポスター・リーフレット等の配布、介護事業者を対象に「高齢者被害110番」「高齢消費者見守りホットライン」の電話番号を掲載したステッカーを配布、交通広告の実施、消費者被害防止動画の配信、広報誌等掲載、高齢者被害特別相談の実施等) ・宅配事業者等と連携し、高齢者世帯等に悪質商法に関するリーフレットを手渡しで届ける取組を実施(9月～12月、都内全域で約14万9千部のリーフレットを配付)	・高齢者の消費者被害の未然・拡大防止や早期発見に向け、高齢者本人はもとより、高齢者を周囲で見守る人々も対象とした注意喚起情報の提供や相談窓口の周知を図ることができた。 ・宅配事業者等身近な事業者などから手渡しでリーフレットを届けることにより、印象に残る注意喚起を行うことができた。	160